掲示を始めた」と」及び「「第百十一条の規定による措置を開始した」とあるのは「裁判所書記官が当該送達すべき裁判外の文書を保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付すべき旨の裁判所の掲示場への掲示を始めた」と」を削り、同条第三項を削る。

第十八条の見出しを「（決定の内容の証明書の送付）」に改め、同条中「正本」を「内容を記載した書面であつて裁判所書記官が当該書面の内容が当該決定の内容と同一であることを証明したもの」に改める。

第九章　民事訴訟費用等に関する法律の一部改正等

第一節　民事訴訟費用等に関する法律の一部改正

第八十八条　民事訴訟費用等に関する法律（昭和四十六年法律第四十号）の一部を次のように改正する。

目次中「第十三条の二」を「第十三条」に改め、「・第三十条」を削る。

第二条第十二号中「正本の交付」を「正本若しくは記録事項証明書の交付、公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第四十四条第一項第二号の書面の交付若しくは同項第三号の電磁的記録の提供」に改め、「書類の交付」の下に「若しくは電磁的記録の提供」を加え、同条第十三号中「（明治四十一年法律第五十三号）第五十七条ノ二」を「第四十八条」に改め、「書類」の下に「又は電磁的記録」を加える。

第三条第二項を削り、同条第三項中「別表第二の一一の項イ」を「別表第一の一一の項イ」に改め、「額を」の下に「、当該申立てが第二号の申立てに係るものである場合にあつては同表の二八の項イに掲げる額を」を加え、同項を同条第二項とし、同条中第四項を第三項とし、第五項を第四項とする。

第四条第一項中「及び別表第二」を削り、同条第四項中「別表第二の一一の項イ」を「別表第一の一一の項イ」に改め、同条第五項中「別表第一の一三の項及び一三の二の項」を「別表第一の三八の項イ、三九の項及び四〇の項」に改め、同条第六項中「別表第一の一四の項及び一四の二の項」を「別表第一の二八の項イ及び二九の項」に改める。

第五条第一項中「第三百五十五条第二項（」及び「第十八条第二項（」の下に「同法」を、「の額」の下に「（民事調停法による調停の申立ての場合にあつては別表第一の二八の項イに掲げる額を、家事事件手続法第二百四十四条に規定する事件についての調停の申立ての場合にあつては千二百円を、それぞれ超えない部分に限る。）」を加え、同条第二項中「前項の規定は、民事調停法第十四条（」を「民事調停法第十四条（同法）に改め、「第五項（」の下に「同法」を加え、「準用する。」を「は、前の調停の申立てについて納めた手数料の額（別表第一の二八の項イに掲げる額を超えない部分に限る。）に相当する額は、納めたものとみなす。」に改める。

第七条中「別表第三」を「別表第二」に改める。

第八条第一項中「次に掲げるものの手数料」を「手数料」に改め、同項各号を削り、同条第二項を削る。

第十一条第一項ただし書を削り、同項第一号中「その他の給付」の下に「（郵便物の料金及び民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第二条第六項に規定する一般信書便事業者又は同条第九項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第二項に規定する信書便の役務に関する料金に充てるものを除く。）」を加える。

第十三条を削る。

第十三条の二中「、第十二条第一項及び第三項並びに前条」を「並びに前条第一項及び第三項」に、「第十二条第三項」を「前条第三項」に改め、「及び前条」を削り、同条を第十三条とする。

第二十九条を削り、第三十条を第二十九条とする。

附則を附則第一条とし、同条に見出しとして「（施行期日）」を付し、附則に次の十二条を加える。

（特例手数料還付事件に適用する規定）

第二条　民事訴訟法等の一部を改正する法律（令和四年法律第四十八号）の施行の日から民事関係手続等における情報通信技術の活用等の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和五年法律第五十三号）の施行の日の前日までの間に開始された特定申立てに係る事件及び特例執行文付与申立事件（民事執行法附則第五条に規定する特例執行文付与申立事件をいう。以下同じ。）における第九条第一項及び第二項の申立て、第十条第二項の申立て並びに第九条第六項（第十条第三項において準用する場合を含む。）の規定による異議の申立てに係る事件（以下「特例手数料還付事件」という。）については、第九条第七項（第十条第三項において準用する場合を含む。）の規定は適用せず、次条から附則第十条までに定めるところによる。

（特例手数料還付事件に関する電子調書の作成等）

第三条　裁判所書記官は、特例手数料還付事件の手続の期日について、最高裁判所規則で定めるところにより、電子調書を作成しなければならない。ただし、証拠調べの期日以外の期日については、裁判長においてその必要がないと認めるときは、その経過の要領を裁判所の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）に備えられたファイル（附則第六条第二項及び第三項並びに第七条第一項を除き、以下単に「ファイル」という。）に記録することをもつて、これに代えることができる。

2　裁判所書記官は、特例手数料還付事件の手続について、電子調書を作成したときは、最高裁判所規則で定めるところにより、これをファイルに記録しなければならない。

（特例手数料還付事件に関する電子調書の更正）

第四条　前条第二項の規定によりファイルに記録された電子調書の内容に計算違い、誤記その他これらに類する明白な誤りがあるときは、裁判所書記官は、申立てにより又は職権で、いつでも更正することができる。

2　前項の規定による更正の処分は、最高裁判所規則で定めるところにより、その旨をファイルに記録してしなければならない。

3　第一項の規定による更正の処分又は同項の申立てを却下する処分は、相当と認める方法で告知することによつて、その効力を生ずる。

4　第一項の規定による更正の処分又は同項の申立てを却下する処分に対する異議の申立ては、その告知を受けた日から一週間の不変期間内にしなければならない。

（特例手数料還付事件に関する非電磁的事件記録の閲覧等）

第五条　当事者又は利害関係を疎明した第三者は、裁判所の許可を得て、裁判所書記官に対し、特例手数料還付事件に関する非電磁的事件記録（特例手数料還付事件の記録中次条第一項に規定する特例手数料還付事件に関する電磁的事件記録を除いた部分をいう。以下この条において同じ。）の閲覧若しくは謄写又はその正本、謄本若しくは抄本の交付を請求することができる。

2　前項の規定は、特例手数料還付事件に関する非電磁的事件記録中の録音テープ又はビデオテープ（これらに準ずる方法により一定の事項を記録した物を含む。第五項において「録音テープ等」という。）に関しては、適用しない。この場合において、当事者又は利害関係を疎明した第三者は、裁判所の許可を得て、裁判所書記官に対し、これらの物の複製を請求することができる。

3　裁判所は、当事者から前二項の規定による許可の申立てがあつた場合においては、当事者又は第三者に著しい損害を及ぼすおそれがあると認めるときを除き、これを許可しなければならない。

4　裁判所は、利害関係を疎明した第三者から第一項又は第二項の規定による許可の申立てがあつた場合において、相当と認めるときは、これを許可することができる。

5　当事者は、特例手数料還付事件に関する非電磁的事件記録中当該当事者が提出した書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によつて認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下同じ。）又は録音テープ等については、第一項及び第二項の規定にかかわらず、裁判所の許可を得ないで、裁判所書記官に対し、その閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又はその複製を請求することができる。